

全設健発第 1502号

令和 元年10月15日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

理事長 内田 勝巳

(公印省略)

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

謹啓 仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、このたびの、大雨・台風の影響により被災した被保険者及びご家族の皆様並びに関係者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

台風等の災害により災害救助法の適用を受けた場合は、被保険者等が医療機関の窓口を支払う一部負担金等が免除される場合があります。

本年においては、現在のところ8月8日に佐賀県地方の大雨による災害と、9月9日に千葉県地方を直撃した台風15号による災害が災害救助法の適用となっております。この災害地域にお住まいで、家屋の全半壊以上の災害を受けられた方々につきましては、医療機関等に「健康保険一部負担金等免除証明書」と健康保険証を併せて提示することにより窓口負担が免除されることとなります。「健康保険一部負担金免除証明書」の交付を受けるためには、当組合所定の「健康保険一部負担金等免除申請書」に市町村より発行される「罹災証明書」を添付してご申請いただく必要があります。

詳細につきましては、当組合のホームページに掲載しておりますのでご覧いただき、被災された組合員の方がいらっしゃいましたら、当組合までご連絡いただくようにご周知をお願いいたします。

*詳細は別紙を添付いたしますので、ご参照ください。

謹白

ホームページアドレス <http://www.sekkei-kenpo.org>

お問合せ先 第二業務部 給付課 03-3404-7344

令和元年8月の前線に伴う大雨（九州北部）による災害により被災された皆様へ

令和元年8月の前線に伴う大雨（九州北部）により被災された被保険者ならびに被扶養者の皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

当該災害による健康保険被保険者および被扶養者の被災世帯（下記、災害救助法の適用地域在住者、住居の全半壊以上等）に係る一部負担金等ならびに被災事業所等に係る保険料の取扱い等について、必要に応じ下記の措置をいたします。該当される場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

I 措置内容

1. 医療機関等窓口における一部負担金等の減額ならびに免除

証明書の交付は前もって申請が必要です。

2. 保険料の納付期限の延長及び納付猶予

被災した事業所、任意継続被保険者制度にご加入の方はご連絡ください。

3. 被災により被保険者証等を紛失・き損した場合の再交付

被保険者証を紛失・き損された方は、できるだけ早く再交付申請の手続きをしてください。

4. 保険給付費等の支払い

一部負担金免除適用の方が何らかの理由にて、一部負担金（窓口負担）を支払った場合は健康保険一部負担金等還付（療養費）申請書を健保組合に提出いただければ調査のうえ還付いたします（該当する方は当組合までご連絡ください）

II 医療機関での受診について

健康保険の資格がある方で、今回の被災により被保険者証等を紛失および消失された場合においても、医療機関等の窓口で次の事項を申告すれば健康保険にて受診することが可能です。

1. 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の罹災者である旨

2. 氏名

3. 生年月日

4. 連絡先電話番号等

5. 被保険者の方のお勤めする会社名

6. 公費負担医療を受けている方は制度名

（例：児童福祉法並びに特定疾患治療研究事業等）

III 一部負担金の免除について

被災された組合員の方で、以下の状況に該当される方は、医療機関等に支払う一部負担金を免除いたします。

1. 免除の対象になる方

災害救助法適用地域にお住まいで、罹災された方。

2. 申請方法・証明書

当組合所定の「健康保険一部負担金等免除申請書」に「市区町村発行の罹災証明書」を添付して提出してください。

「健康保険一部負担金等免除証明書」を交付いたしますので、健康保険被保険者証とこの証明書を医療機関等に提示することで窓口負担が免除されます。

Ⅳ 被保険者証の再交付について

被保険者証の再交付については、通常、事業主を経由していただきますが、それが困難なときは直接当組合までご連絡ください。

Ⅴ 連絡先および申請書

1. 連絡先

(1)保険証再交付および保険料関係 : 第一業務部 適用課 03-3404-7344

(2)一部負担金等、保険給付費等 : 第二業務部 給付課 03-3404-7344

2. 申請書（ダウンロードできない方は、ご連絡いただければ送付いたします）

(1)一部負担金等免除申請書

(2)健康保険被保険者証滅失届

(3)健康保険被保険者証再交付申請書

Ⅵ 災害救助法適用市町村（令和元年8月28日現在）

佐賀県： 10市10町

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、
神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、
東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、
藤津郡太良町。

令和元年台風第 15 号の影響（千葉県地方）による停電に伴う災害により被災された皆様へ

令和元年台風第 15 号の影響（千葉県地方）による停電に伴う災害により被災された被保険者ならびに被扶養者の皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

当該災害による健康保険被保険者および被扶養者の被災世帯（下記、災害救助法の適用地域在住者、住居の全半壊以上等）に係る一部負担金等ならびに被災事業所等に係る保険料の取扱い等について、必要に応じ下記の措置をいたします。該当される場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

I 措置内容

1. 医療機関等窓口における一部負担金等の減額ならびに免除

証明書の交付は前もって申請が必要です。

2. 保険料の納付期限の延長及び納付猶予

被災した事業所、任意継続被保険者制度にご加入の方はご連絡ください。

3. 被災により被保険者証等を紛失・き損した場合の再交付

被保険者証を紛失・き損された方は、できるだけ早く再交付申請の手続きをしてください。

4. 保険給付費等の支払い

一部負担金免除適用の方が何らかの理由にて、一部負担金（窓口負担）を支払った場合は健康保険一部負担金等還付（療養費）申請書を健保組合に提出いただければ調査のうえ還付いたします（該当する方は当組合までご連絡ください）

II 医療機関での受診について

健康保険の資格がある方で、今回の被災により被保険者証等を紛失および消失された場合においても、医療機関等の窓口で次の事項を申告すれば健康保険にて受診することが可能です。

1. 令和元年台風第 15 号による災害の罹災者である旨

2. 氏名

3. 生年月日

4. 連絡先電話番号等

5. 被保険者の方のお勤めする会社名

6. 公費負担医療を受けている方は制度名

（例：児童福祉法並びに特定疾患治療研究事業等）

III 一部負担金の免除について

被災された組合員の方で、以下の状況に該当される方は、医療機関等に支払う一部負担金を免除いたします。

1. 免除の対象になる方

災害救助法適用地域にお住まいで、罹災された方。

2. 申請方法・証明書

当組合所定の「健康保険一部負担金等免除申請書」に「市区町村発行の罹災証明書」を添付して提出してください。

「健康保険一部負担金等免除証明書」を交付いたしますので、健康保険被保険者証とこの証明書を医療機関等に提示することで窓口負担が免除されます。

3. 免除期間

令和元年 9 月 9 日～令和 2 年 2 月 29 日

Ⅳ 被保険者証の再交付について

被保険者証の再交付については、通常、事業主を経由していただきますが、それが困難なときは直接当組合までご連絡ください。

Ⅴ 連絡先および申請書

1. 連絡先

(1)保険証再交付および保険料関係 : 第一業務部 適用課 03-3404-7344

(2)一部負担金等、保険給付費等 : 第二業務部 給付課 03-3404-7344

2. 申請書（ダウンロードできない方は、ご連絡いただければ送付いたします）

(1)一部負担金等免除申請書（PDF）

(2)健康保険被保険者証滅失届

(3)健康保険被保険者証再交付申請書

Ⅵ 災害救助法適用市町村（令和元年9月9日現在）

千葉県： 25市15町1村

千葉市（中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町。